

取り調べ可視化

# 広い例外「冤罪防げぬ」

## 被害者訴え 対象は全事件の3%

今国会で成立する見通しとなった刑事訴訟法などの改正案は取り調べの録音・録画（可視化）を警察と検察に義務付ける一方、対象は全事件の3%程度にとどまっている。幅広い例外規定も設けられており、冤罪被害者らは「不当な取り調べを防ぐことはできない」と懸念している。

「一歩前進だなんてあり得ない。むしろ後退だ」と批判した。特に問題視するのは、取調べが十分な供述を得られないと判断した場合

記者会見で法案を批判する桜井昌司さん(右)＝4月11日、東京・霞が関の司法記者クラブ



刑訴法改正案で可視化が義務付けられる範囲

事件別	警察	検察
① 裁判員裁判の対象事件	○	○
② 検察の独自捜査事件	—	○
③ ①、②以外の事件	×	×

  

立場別	警察	検察
① 逮捕または勾留されている容疑者	○	○
② 逮捕前、起訴後(任意段階)	×	×
③ 参考人(被害者、目撃者など)	×	×

は可視化しなくてもいいという例外規定だ。桜井さんは「厳しい取り調べを受けると心が折られ、犯人を装うしかなくなる。うその自白は誰でもできる」と体験を語り、取調べに裁量を与えると不当な取り調べをチェックできなくなる恐れがあると指摘した。12人の無罪が確定した志布志事件のような選挙違反や、冤罪が多いとされる痴漢が可視化の対象に含まれないことにも批判がある。志布志事件で逮捕され、不起訴となった川畑幸夫さん(70)は「机をバンバンたたいて一日中調べられ、そのうち『認めたら帰れるよ』と優しく言われた。アムとムチだった」と当時の取り調べを振り返る。

「殺人事件なら凶器など供述以外の証拠があるかもしれないが、志布志事件は何もなかった。取り調べがより重視される選挙違反のような事件こそ(逮捕前の)任意段階も含めて可視化を義務付けるべきだ」と訴える。痴漢事件で無罪が確定した30代の公務員の男性は、警察の取り調べで「認めないなら外に出さない」と自白を迫られたという。「市民がいつ冤罪に巻き込まれるかわからない痴漢のような事件が含まれないのはおかしい。全事件を可視化することで、捜査機関は正しいことをできるようにするのではないか」

### 改革のレベル低い

川崎英明関西学院大学法科大学院教授(刑事訴訟法)の話。取り調べの可視化義務付けに踏み出したことは評価できるが、たとえ評価できるが、対象事件が限定され例外規定も設けられており、求められていた改革のレ

ベルを考えるとあまりにもわずかな一歩。司法取引の導入や通信傍受の拡大はかえって供述への依存を強め、改革に逆行することになる。可視化とは切り離して議論すべきだった。もっと進んだ内容の法案になると期待していただけに残念だ。

### 範囲限定仕方ない

元検事の堀田力弁護士の話。費用などの面を考えると、録音・録画の対象範囲が限定されるのはやむを得ない。今後、公判で供述調書の任意性が争われるケースは減るとみられ、実態を検証しな

がら拡大を検討すべきだ。司法取引の導入や通信傍受の拡大により客観的な証拠が得られるようになり、供述を取るための不当な取り調べは減っていくはずだ。客観証拠を重視する先進国と、ようやく同じレベルまで来